

デジタル工事写真の 無断修正防止について

国土交通省大臣官房技術調査課

工事監視官 みやたけ こうじ
宮武 晃司



はじめに

工事の検査時等において提出される工事写真は、発注者が請負業者による工事の施工管理や出来型管理状況を把握・確認するための資料の一つとして、国土交通省が定める「土木工事写真管理基準（案）（平成17年3月）」や「デジタル写真管理情報基準（案）（平成16年3月）」に基づき、請負業者に対し提出が求められている。

しかし、昨年、直轄工事完成時の検査時に提出されたデジタル工事写真の一部が不正に修正されていることが確認された。工事写真の不正な修正は、契約違反であることはもちろんのこと、発注者と受注者の信頼関係を著しく損なう行為である。本誌では、国土交通省におけるデジタル工事写真の無断修正の再発防止に係る今後の取り組みについて紹介する。



デジタル工事写真の無断修正

工事検査では、検査職員が実地に赴き、現場での立会により工事目的物の完成検査が行われており、施工過程など完成時に直接確認できない部分については、現場の監督職員が工事期間中に段階的に確認した状況を基に検査が行われている。工

事写真は、通常一工事当たり数千枚から1万枚を超える写真が発注者に提出され、検査職員や監督職員の立会による確認・検査のための補助的な資料として活用されるとともに、検査後に行われる工事成績評定において、工事目的物の施工状況や出来形・出来ばえの評価を行うための資料として活用されている。このように工事写真は、請負業者による工事の施工管理状況等を把握・確認するための資料の一つとして活用されている。

これまで、国土交通省では、ITを活用して事業執行の迅速化、コスト縮減等を図るため、CALS/ECの一環として平成13年度より直轄事業において成果品の電子納品を開始し、工事写真についても「デジタル写真管理情報基準（案）」を策定するなど、電子媒体に記録された工事写真（以下、デジタル工事写真とする）の電子納品に係る取扱いを規定してきた。

請負業者は、同基準に基づきデジタル工事写真を撮影・管理等を行い、検査時等において発注者に提出するものとしているが、同基準の「6.写真編集等」においては、「写真の信憑性を考慮し、原則として写真修正は認めない。」と規定するなど、信憑性の観点から原則として写真修正は認めない規定となっている。

しかし、昨年7月、直轄工事の完成検査時に提出されたデジタル工事写真の一部において不正に

画像が修正されていることが確認された。これを踏まえ国土交通省では、デジタル工事写真が不正に修正された工事がないか確認するため、昨年10月に全国の直轄工事において緊急調査を行った。

全国約100件、約15万枚の写真を対象に調査した結果、撮影日等デジタル写真管理基準の管理項目等が適切に記入されていないものや監督職員に承諾を得ず画像の回転や拡大等を行った写真が一部確認されたものの、出来形や出来ばえ等を偽装するため写真修正を行うなど悪質な事例は1枚も発見されなかった。

3 再発防止への取り組み

今回の調査では悪質なデジタル工事写真の修正は発見されなかった。しかし、工事写真の不正な修正は契約違反であることはもちろんのこと、発注者と受注者の信頼関係を著しく損なう行為であ

る。また、公共工事に対する国民の信頼も損なわれ、かつ適正に工事に取り組んでいる大多数の企業の信頼性を損ねる恐れがあり、さらに、このような行為が増長すれば、公共施設の安全性に対する信頼まで損なう恐れがある。

国土交通省として早急に厳しい対応をすべきと考え、昨年11月29日、各地方整備局に再発防止策について別添の通り通知した。本通知では、検査等において不正な写真修正が確認された場合、業者に対し指名停止を行うなど厳正な措置を実施するとともに、発注者としても工事検査時の不正発見に努めるべく、検査時におけるデジタル工事写真のチェックを徹底するとともに、さらに写真の専門家による抜き打ちチェックなどを実施することとした。

昨今、疎漏工事問題など公共工事の品質確保が一層求められるなか、国土交通省においても引き続き品質確保の取り組みを徹底して参りたい。

工事写真の修正事例 (事例1)



〔修正前〕

出来ばえを良く見せるため法面の整形したように画像修正を行っている事例



〔修正後（提出写真）〕

(事例 2)



〔修正前〕



〔修正後（提出写真）〕

写真自体を良くみせるため法面上の工事車両を画像修正により消去している事例

国 地 契 第 88 号

国 官 技 第 184 号

平成17年11月29日

北海道開発局事業振興部長 あて

各地方整備局総務部長 あて

各地方整備局 企画部長 あて

大臣官房地方課長

大臣官房技術調査課長

電子媒体に記録された工事写真について

電子媒体に記録された工事写真（以下「デジタル写真」とする。）の取扱いについては、土木工事施工管理基準 7、写真管理基準（案）10、デジタル写真管理情報基準（案）等に基づき実施されているところであるが、今般、監督職員の承諾を得ずに無断に編集された工事写真が検査時に提出される不適切な事案が発生したことから、今後の再発防止に向け下記のとおり厳正に対応するよう徹底されたい。

記

1. 無断編集の有無の確認

請負者から提出されたデジタル写真については、監督職員に無断で編集された形跡等について、検査時等において可能な限り確認を行うとともに、必要に応じて専門家の検証を行うなど、デジタル写真の無断編集の有無について確認を徹底すること。

2. 無断編集を確認した場合の対処

検査時等において、監督職員に無断で編集されたデジタル写真を確認した場合には、請負者に対し文書注意を行うとともに、悪質な場合には指名停止を行うなど既存の制度を適用し厳正に対処すること。

以上